

志津南学区

社会福祉協議会会則

令和5年4月15日

志津南学区社会福祉協議会会則

(名称)

第1条 この会は、志津南学区社会福祉協議会（以下「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、草津市若草5丁目10（志津南まちづくりセンター）に置く。

(目的)

第3条 本会は、子どもから高齢者まで一人ひとりが尊重され、くらしの課題を他人ごととしない風土をはぐくみ、互いに助け合あって安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりに寄与し、地域福祉の向上と増進を図ることを目的とする。

(構成)

第4条 本会は各町内会、自治会の社会福祉委員および本会に属する福祉活動ボランティア団体により構成される。本会の会員は、志津南学区の住民とする。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的のため、学区全域を活動対象にして次の活動を行う。

- (1) 高齢者福祉に関する活動
- (2) 児童福祉、母子・父子福祉に関する活動
- (3) 障害者福祉に関する活動
- (4) 敬老の日に関する活動
- (5) 要支援者支えあいに関する活動
- (6) 共同募金及び年末助け合い募金等の募金運動に関する活動
- (7) その他、啓発・広報など本会の目的達成に関する活動

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第7条 役員は、本会を構成する会員中から選出する。

- 2 会長・副会長・会計・監事は、企画委員会で協議し、総会の議決を得て選出する。
- 3 企画委員は、会長・副会長・会計・民生委員児童委員協議会会長・福祉部長ならびに福祉活動に理解のある有識者とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、会計執行状況の監査を行い、その結果を総会に報告する。

(評議員)

第9条 本会に次の評議員を置く。

評議員は、町内会の福祉担当代表者（社会福祉委員、各町1名）、福祉活動ボランティア団体の代表（各団体1名）とする。

(役員・評議員の任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会は顧問をおくことができる。

2 顧問は、企画委員会の承認を得て会長が委嘱する。任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

3 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

(会議)

第12条 本会に次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会
- (3) 福祉部会
- (4) 福祉活動ボランティア部会
- (5) その他必要に応じて部会・委員会を設けることができる。

(総会)

第13条 総会は評議員で構成する。総会は年一回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選出に関する事。
- (2) 会則の改廃に関する事。
- (3) 活動計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他本会の運営について重要な事項。

3 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 総会の議長は、評議員の中から選任する。

5 議事は、過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

6 議事録は副会長が作成し、議事録署名（2名）は評議員から選出する。

(企画委員会)

第14条 企画委員会は、第7条で定める者で構成し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項に関する事。
- (2) 本会の活動計画の立案・推進および本会の運営に関する事。
- (3) 本会の啓発・広報活動。
- (4) その他本会の目的達成に必要と思われる事。

2 企画委員会は、原則として毎月開催するものとし、臨時企画委員会は必要に応じて会長が招集する。

3 企画委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 4 企画委員会の議長は、会長が務め、議事録は副会長が作成する。
- 5 議事は過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(福祉部会)

第15条 福祉部会は、各町内会選出の社会福祉委員と企画委員会からの2名（1名は副会長）で構成し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 福祉講座・学習・能力向上研修に関すること。
- (2) 敬老の日の行事に関すること。
- (3) その他。

- 2 福祉部長および福祉副部長は、町内会から選出された社会福祉委員から選出する。
- 3 福祉部長は、部会を統括する。
- 4 福祉副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 福祉部会は、原則として毎月開催するものとし、臨時部会は必要に応じて部長が招集する。
- 6 福祉部会の議長は、福祉部長が務め、議事録は、福祉副部長が作成する。
- 7 議事は過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(福祉活動ボランティア部会)

第16条 福祉活動ボランティア部会は、福祉活動ボランティア団体の代表と企画委員会からの2名（1名は副会長）で構成し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 助成金に関すること。
- (2) 福祉活動の情報交換に関すること。
- (3) その他。

- 2 福祉活動ボランティア部長および福祉活動ボランティア副部長は、福祉活動ボランティア団体の代表から選出する。
- 3 福祉活動ボランティア部長は、部会を統括する。
- 4 福祉活動ボランティア副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 福祉活動ボランティア部会は、必要に応じて福祉活動ボランティア部長が招集する。
- 6 福祉活動ボランティア部会の議長は部長が務め、議事録は、福祉活動ボランティア副部長が作成する。
- 7 議事は過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(事務局)

第17条 事務局を置くことができる。事務局長は、副会長が務める。

(役員等の活動経費)

第18条 交通費・事務用経費などの活動経費は、活動報告書（会議報告書等）ならびに領収書を添えて請求する。

(経費)

第19条 本会の経費は、まちづくり活動費・市社協補助金・寄付金・賛助会費・その他の収入によってまかなう。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第21条 この会則の改廃は、総会の議決を持って行うことができる。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は本会則の主旨に基づき企画委員会にて協議議決することが出来る。

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 付則 | 本会則は平成15年4月1日から施行する。 | |
| 付則 | 本会則は平成23年4月17日から施行する。 | (福祉委員制度発足) |
| 付則 | 本会則は平成24年4月15日から施行する。 | (まちづくり協議会発足に伴う改正) |
| 付則 | 本会則は平成26年4月13日から施行する。 | (学区まちづくり協議会以降に伴う改正) |
| 付則 | 本会則は平成27年4月1日から施行する。 | (まち協会則改正関連：地区別活動削除) |
| 付則 | 本会則は平成28年4月16日から施行する。 | (事務局条文追加) |
| 付則 | 本会則は平成29年4月22日から施行する。 | (副会長の定数変更) |
| 付則 | 本会則は平成30年5月12日から施行する。 | (活動範囲と広報委員会の設置に関する項目追加) |
| 付則 | 本会則は令和元年5月21日から施行する。 | (役員に事務局長を追加、ふれあいハウスに関する項目、収益金の処理など追加他) |
| 付則 | 本会則は令和5年4月15日から施行する。 | (本会の構成及び部会の見直し他) |

志津南学区社会福祉協議会会則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、志津南学区社会福祉協議会会則の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 福祉活動ボランティア団体は、次に掲げる団体を言う。

- 地域サロン
- 1) 若草；若草一味クラブ
 - 2) 若草；懐メロを歌う会
 - 3) 若草；志津南いきいきクラブ
 - 4) 若草；お茶の間
 - 5) 若草；かがやき
 - 6) かがやきの丘；なごみ会
 - 7) 追分南；元気くらぶ
 - 8) 岡本西；岡本西サロン友の会
 - 9) 志津南アンサンブルパワー
- 10) 若草；若草文庫
 - 11) NPO草津手をつなぐ育成会 若草の家
 - 12) ボランティアグループ「もっこもこ」
 - 13) かがやきの丘；ふれあい広場
 - 14) 若草；ふれあいハウス「絆」
 - 15) ボランティアグループ「泉」
 - 16) 送迎支援ボランティアグループ

(福祉活動ボランティア団体からの代表者の任期)

第3条 任期は各団体所定の任期とする。

(施行細則の改廃)

第4条 この施行細則の改廃は、企画委員会の議決を持って行うことができる。

(その他)

第5条 この会則に定めるもののほか、緊急を要するものは、本則の趣旨に基づき企画委員会にて協議議決することができる。

付則 本施行細則は、平成15年4月1日から施行する。

付則 本施行細則は、平成23年4月17日から施行する。(福祉委員制度発足)

付則 本施行細則は、平成24年4月15日から施行する。(まちづくり協議会移行に伴う改正)

付則 本施行細則は、平成26年4月1日から施行する。(学区まちづくり協議会移行に伴う改正)

付則 本施行細則は、平成27年4月1日から施行する。(まち協会則改正関連：地区別活動削除、
第2条構成団体の変更)

付則 本施行細則は、平成28年4月16日から施行する。(構成団体等の追加他)

付則 本施行細則は、平成30年5月12日から施行する。(構成団体等の追加他)

付則 本施行細則は、令和元年5月21日から施行する。(一部文言変更と任期の追加他)

付則 本施行細則は、令和5年4月15日から施行する。(本会の構成及び部会の見直し他)